

お 知 ら せ

森林整備保全事業設計積算 要領等の改正の適用について

以下の積算要領等の適用日を **令和7年10月1日**とします。

ただし、**測量業務の諸経费率計算に係る改正は、令和7年4月1日**とします。

「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」等の一部改正について

- (1) 「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」の一部改正
- (2) 「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」の一部改正
- (3) 「森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について」の一部改正
- (4) 「森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について」の一部改正
- (5) 「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について」

の一部改定・・・**一部令和7年4月1日適用**

- (6) 「森林整備保全事業工事標準仕様書の制定について」の一部改正
- (7) 「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の制定について」の一部改正

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」等の一部改正について

- (8) 「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」の一部改正
- (9) 「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」の一部改正

「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」等の一部改正について

- (10) 「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」の一部改正
- (11) 「森林整備保全事業数量算出要領(施工パッケージ型積算方式)の制定について」の一部改正
- (12) 「森林土木木製構造物暫定施工歩掛の制定について」の一部改正

「森林整備保全事業 ICT 活用工事試行実施要領等について」の一部改正について

- (13) 「森林整備保全事業 ICT 活用工事試行実施要領等について」の一部改正

※要領等の詳細な内容は林野庁及び国土交通省ホームページを参照してください。

※林野庁では本改正を令和7年4月1日適用としていますが、

埼玉県では(5)の諸経费率計算に係る改正を除き、令和7年10月1日適用とします。

- (1)、(2)、(4)、(5)、(8)、(9)、(10)、(11)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html

- (3)

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000025.html

- (6)、(7)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/hyojun_siyosyo.html

(1 2)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/mokuzai_riyou.html

(1 3)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT_seko.html